

協議第 29 号

窓口業務の取扱い（協定項目 22 - 6）について

窓口業務の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22-6 窓口業務等の取扱い	整理番号	事務事業名
調整方針案	<p>窓口業務等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 窓口業務については、現行のまま存続する。</p> <p>2. 証明書の交付については、合併時に吾妻町の例により統合する。 ・不在籍証明350円、年金現況証明（個人年金）300円に統一する。</p> <p>3. 住民基本台帳閲覧については、合併時に吾妻町の例により統合する。</p>		
項目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
1. 窓口業務	各証明書発行 取次ぎ業務 その他	各証明書発行 取次ぎ業務 国保・年金の資格特喪	【調整区分】 存続
2. 証明書の交付	<p>証明書の種類等</p> <p>1. 住民票写し 1通300円</p> <p>2. 住民票記載事項証明 1通300円</p> <p>3. 年金現況証明（公的年金） 無 料</p> <p>4. 年金現況証明（個人年金等） 無 料</p> <p>5. 不在住証明 1通300円</p> <p>6. 不在籍証明 1通300円</p> <p>7. 証明願（土地の名称・地番変更） 無 料 ・個人の住所を証明するときは税務担当課で行う。</p> <p>8. 印鑑登録証明 1通300円 ・印鑑登録証の提示が必要・印鑑登録証を預かることにより委任状は不要</p> <p>9. 外国人登録原票記載事項証明 1通300円</p> <p>10. 戸籍全部事項証明（謄本） 1通450円</p>	<p>証明書の種類等</p> <p>1. 住民票写し 1通300円</p> <p>2. 住民票記載事項証明 1通300円</p> <p>3. 年金現況証明（公的年金） 無 料</p> <p>4. 年金現況証明（個人年金等） 1通300円</p> <p>5. 不在住証明 1通 300円</p> <p>6. 不在籍証明 1通 350円</p> <p>7. 証明願（土地の名称・地番変更） 無 料 ・個人の住所を証明するときは住民課で行う ・土地のみのときは税務課で行う</p> <p>8. 印鑑登録証明 1通300円 ・印鑑登録証の提示が必要・印鑑登録証を預かることにより委任状は不要</p> <p>9. 外国人登録原票記載事項証明 1通300円</p> <p>10. 戸籍全部事項証明（謄本） 1通450円</p>	<p>【調整区分】 合併時に吾妻町の例に統合。</p> <p>【具体的な調整方針案】 不在籍証明は、戸籍手数料の標準に関する政令の中の戸籍法に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料であるため、これに統一する。また、年金の現況証明については個人の住民票記載事項の証明となることから、手数料はそれに準じた扱いで 不在籍証明 350円 年金現況証明（個人年金） 300円 に統一する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	11. 戸籍個人事項証明（抄本） 1通450円 12. 除籍全部事項証明（謄本） 1通750円 13. 除籍個人事項証明（抄本） 1通750円 14. 戸籍記載事項証明 1通350円 15. 除籍記載事項証明 1通450円 16. 身分証明書 1通300円 *本人以外は請求事由が必要 17. 戸籍届出受理証明 1通350円 18. 戸籍届出受理証明（上質） 1通1,400円 19. 届書の記載事項証明（写し）1通350円 20. 戸籍の附票 1通300円 21. 転出証明書（住民異動届提出） 無 料	11. 戸籍個人事項証明（抄本） 1通450円 12. 除籍全部事項証明（謄本） 1通750円 13. 除籍個人事項証明（抄本） 1通750円 14. 戸籍記載事項証明 1通350円 15. 除籍記載事項証明 1通450円 16. 身分証明書 1通300円 *本人以外は請求事由が必要 17. 戸籍届出受理証明 1通350円 18. 戸籍届出受理証明（上質） 1通1,400円 19. 届書の記載事項証明（写し）1通350円 20. 戸籍の附票 1通300円 21. 転出証明書（住民異動届提出） 無 料	【調整方針の理由】 合併と同時に新町での証明書の交付は始まるため、同じ証明書の発行手数料は調整し統一をしておかなければならない。
3. 住民基本台帳閲覧	（内容） 住所、氏名、生年月日、性別の4項目を打出した閲覧簿を使用して行う。（村内全域で2冊） （手数料） 1件（1地区）300円 全地区1,500円*公用は無料	（内容） 住所、氏名、生年月日、性別の4項目を打出した閲覧簿を使用して行う。（村内全域で4冊） （手数料） 1件（1世帯）300円 *公用は無料	【調整の区分】 合併時に統合する。 【具体的な調整方針案】 住民票閲覧料については、吾妻町の例による。